

2011年9月5日

報道各位

書籍スキャン事業者への質問書送付のご報告

私たち、下記の作家と出版社は、本日、連名にて約 100 社の書籍のスキャン事業者に、添付の質問書を発送いたしましたのでご報告します。

電子書籍元年といわれた昨年頃より、所蔵する書籍（文芸書・実用書・コミックス）を裁断・スキャンして自ら電子化する、いわゆる「自炊」が流行していることはご存知の通りです。これにあわせて、ユーザーから書籍の送付を受けるなどして有料にて裁断・スキャンし、電子データを提供する、スキャン事業者が急速に増加しています。出版不況と言われるなか、昨年初頭には数社に過ぎなかったものが、現在は把握できるだけでも約 100 社に及ぶとされます（<http://www.bookfire.net/> 調べ）。

もとより、私たちはビジネスとしての電子書籍の可能性やユーザーにとっての利便性は十分認識しており、今後も、発売される電子書籍のラインナップの充実をはかって行く予定です。

こうした電子書籍と異なり、現状のスキャン事業には次のような懸念があると言わざるを得ません。

①ユーザー自身が個人的な目的で書籍をスキャンする「自炊」は、著作権法上の「私的複製」として認められていますが（著作権法 30 条 1 項）、専門業者による（まして大規模な）その代行は私的複製では到底許されません（別紙参照）。

②この点、多くの事業者は、サイト上で「著作権者の許可を得た書籍のみ発注を受け付ける」「発注された書籍は著作権者の許可を得たものとみなす」などの定めをおいていますが、現実には下記作家はそんな許諾を与えたことはありません。

③1 年足らずの短期間で膨大な数の事業者が参入したことからも、スキャン事業者は、作品を生み出した関係者のあずかり知らないところで、創意と工夫の結実である出版物のスキャンにより相当額の収益を上げていると考えられます。

④しかも、事業者の中には裁断済みの書籍を利用者に返還する者も少なくなく、現に、専門サイト（<http://www.saidanbon.com/>、<http://www.everbook.jp/>）が出現したり、ネットオークションで数トン単位の裁断本が一度に出品されるなど、裁断本は相当量が市場で流通しています。現状は、「紙の本が消えてデータに変わるだけ」と言うことはできません。

⑤ネット上でのコミックスや文芸書のファイル交換・海賊版被害は、国内外を通じて跡を絶たないのが現実です*。正規版と違い著作権保護技術を施さない電子データが大量に発生しては、そうした「私的使用」を超えた電子データの流出・流用のおそれが高まります。

⑥同じく、現在のスキャン事業者による提供の形では、社内イントラネットへの電子データのアップなど、(私的複製といたい) 企業・法人での無断利用が助長されてしまいます。

*2011年5月の日本書籍出版協会によるアンケート調査では、書籍スキャン経験者(18歳・高校卒業以上)の約6%が電子ファイルのネットへのアップロード、約28%が電子ファイルの家族以外の第三者への交付をおこなっており、スキャンデータが私的使用を超えて流出している状況が明らかになりました。同時におこなわれたネット上の流通実態調査では、P2Pネットワークから検出された膨大なファイルの総数に対して、コミックス・小説のコピーが10%強と高い比率を占めることも指摘されています。

書籍・雑誌・新聞の市場が年々縮小するなか、ネット化・デジタル化によって広がった可能性を生かすため、出版界でも努力を続けています。無許諾で収益還元のない書籍のスキャン事業がこのまま既成事実化して更に爆発的に広がり、著作権保護技術の施されていない電子データが大量に出回った場合、作家・出版社への影響は深刻と言わざるを得ません。

このままでは、作家・出版社が書籍の収益から、更なる新たな創作をおこなっていくという「創造のサイクル」が害されてしまいます。

昨年6月の「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」(いわゆる三省デジ懇)の報告でも言及されたように、関係者への適正な還元を含む創造サイクルの仕組みをまずは整えるべきです。私たちは、現状での事業者による無断・無償でのスキャンを認めることはできません。

以上

あいだ夏波
青山剛昌
浅田次郎
阿刀田高
いくえみ綾
石川雅之
石持浅海
五木寛之
江國香織
大沢在昌
奥浩哉
角田光代
上条明峰
岸本齐史
北川夕夏
京極夏彦
黒井千次

愛本みずほ
赤川次郎
浅田弘幸
荒木飛呂彦
池野恋
石田衣良
伊集院静
内田康夫
大暮維人
小川洋子
奥泉光
桂正和
川上弘美
北方謙三
北見けんいち
桐野夏生
小池真理子

青木琴美
秋本治
あさのあつこ
安藤なつみ
池山田剛
石塚真一
一条ゆかり
浦沢直樹
逢坂剛
荻原浩
甲斐谷忍
神尾葉子
かわぐちかいじ
北川みゆき
樹林伸
くらもちふさこ
香月日輪

小山宙哉	さいとう・たかを	坂上弘
桜小路かのこ	里中満智子	猿渡哲也
椎名軽穂	重松清	篠田節子
白石一文	清野静流	宗田理
タアモ	高橋源一郎	ちばてつや
筒井康隆	津山ちなみ	冬目景
永井豪	西炯子	西村京太郎
楡周平	乃木坂太郎	馳星周
畑健二郎	葉月かなえ	林真理子
はやみねかおる	春田なな	東野圭吾
平岩弓枝	弘兼憲史	深見じゅん
福井晴敏	フクシマハルカ	藤子不二雄 [Ⓐ]
藤島康介	藤田宜永	武論尊
誉田哲也	槇村さとり	真島ヒロ
増田こうすけ	松本ひで吉	松本零士
三田紀房	道尾秀介	皆川亮二
水波風南	南勝久	宮城理子
宮城谷昌光	宮本輝	村山由佳
本宮ひろ志	森絵都	森川ジョージ
森田まさのり	森村誠一	森本梢子
やまさき十三	山原義人	山本一力
山本文緒	唯川恵	弓月光
夢枕獯	米沢りか	六花チヨ
若木民喜	渡辺淳一	
角川書店	講談社	光文社
集英社	小学館	新潮社
文藝春秋		

問い合わせ先：講談社広報室 Tel.03(5395)3410

(この問題についての「法のご説明」は別紙をご参照下さい)

法のご説明

1. 書籍を著作権者の許諾なくスキャナーなどを利用してデジタル化することは、原則として複製権(著作権法 21 条)侵害になります。
2. 但し、個人が私的使用のために複製することは、例外として複製権侵害になりません。(著作権法 30 条 私的使用のための複製)
そのためには、
 - ① 個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とし、
かつ
 - ② その使用する者が複製すること
が必要です。
3. 従って、下記の場合は、前述の例外には該当しないので、複製権の侵害となります。
 - ① 事業者へ委託して複製(デジタル化)すること
…「その使用する者が複製すること」に該当しません。
 - ② 会社その他業務で使用することを目的とするとき
…「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする」に該当しません。
* 「これに準ずる限られた範囲内」とは、家族のような個人的結合関係のある少人数のグループをいいます。

著作権法

(複製権)

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、**個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること**(以下「私的使用」という。)を**目的とする**ときは、次に掲げる場合を除き、**その使用する者が複製**することができる。

一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。)を用いて複製する場合

二 (略)

三 (略)

2 (略)

Q：デジタル化を行う事業者は、依頼者からの指示によりデジタル化しているだけなので、「依頼者の手足としてデジタル化しているだけ」とは考えられませんか？

A：家族に依頼してコピーをしてもらうような場合であれば、その家族は複製するものの「手足」として複製作業をしているにすぎないということができますが、独立した事業者として、多くの人たちから料金を取ってデジタル化を業として行っているものですから、デジタル化という複製の主体であり、委託した者の「手足」とは認められません。

Q：自分で、個人的に使用する目的で自分でデジタル化することは許されるのに、それを事業者に依頼して行うことが許されないのはなぜですか？

A：私的使用のための複製が例外的に許されるのは、家庭内のような閉鎖的な私的領域における零細な複製であれば、著作権者の利益を害することも僅かであり、許容されるとされたからです。

事業者が業としてデジタル化を行えば、大量の書籍のデジタル化が容易に可能となります。このような複製まで許容することは、著作権者の利益を害するもので「私的使用のための複製」が予定している範囲外の行為ということになります。

なお、コンビニに設置してあるコピー機等を用いた複製は、私的使用のために使用する者が行うのであれば、現行著作権法上は許容されていますが、事業者が業として行うデジタル化がこれに該当しないことは明らかです。

参考資料

2011年9月5日

[業者の名称] 殿

質 問 書

前略

別紙記載の差出人（以下「差出人」といいます）は、貴社が、受注による市販書籍のスキヤン事業（以下「スキヤン事業」といいます）を行っていることを把握しております。これに関し、貴社に対し以下のとおり質問します。

〈質問1:〉

スキヤン事業を行っている多くの業者は、インターネット上で公開されている注意事項において、「著作権者の許可を得た書籍のみ発注を受け付ける」「発注された書籍は著作権者の許可を得たものとみなす」などの定めをおいています。

差出人作家は、自身の作品につき、貴社の事業及びその利用をいずれも許諾しておらず、権利者への正しい還元の仕組みができるまでは許諾を検討する予定もないことを、本書で通知します。

かかる通知にもかかわらず、貴社は今後、差出人作家の作品について、依頼があればスキヤン事業を行うご予定でしょうか。

〈質問2:〉

- (1) 貴社はスキヤン事業の発注を受け付けるに際して、依頼者が実際に私的使用を目的としているか否かを、どのような方法で確認しておられるのでしょうか。
- (2) 貴社は、スキヤン事業の、法人からの発注に応じていますか。

ご多忙とは思いますが、以上の各質問に対し、2011年9月16日までに、本質問書に添付の回答書により、下記の宛先までご回答下さい。

出版七社連絡会事務局

参考資料

回答日：2011年 月 日

回 答 書

2011年9月5日付け質問書に対し、以下のとおり回答します。

〈質問1（該当する記号を○で囲んでください。）〉

- ア． 当社は今後、差出人作家の作品について、依頼があればスキャン事業を行う予定です。
- イ． 当社は今後、差出人作家の作品について、依頼があっても、スキャン事業を行うことはありません。

〈質問2（該当する記号を○で囲んでください。）〉

- (1) 当社はスキャン事業の発注を受け付けるに際して、依頼者が実際に私的使用を目的としているか否かを、
 - ア． 特に確認していません。
 - イ． 依頼者に私的使用目的であると申告させています。
 - ウ． 上記以外の方法で確認しています。（質問者注：下欄にご記入ください。）
()
- (2)
 - ア． 当社は、スキャン事業の、法人からの発注に応じています。
 - イ． 当社は、スキャン事業の、法人からの発注に応じていません。

回答者：

(会社名)

(代表者の役職及び氏名)

(印)